

1 被災後の生活再建

地震や風水害の影響で、自身や家族・自宅などが被害を受けた場合、区では様々な生活再建支援を行っています。

生活再建の流れ

制度の対象となる災害をマークで示しています。

風水害 地震



発災直後

発災直後は身の安全の確保を最優先してください。

風水害 ▶ 排水ポンプの貸出

ポンプによる水の排出が必要な方に貸出します。

最寄りの地区サービス事務所または防災センターにお問い合わせください

北部地区サービス事務所 03-3496-5208	南部地区サービス事務所 03-3719-2071
東部地区サービス事務所 03-5722-9752	西部地区サービス事務所 03-5731-2500
中央地区サービス事務所 03-5722-9885	目黒区防災センター 03-5723-8700

被害状況調査

- り災証明書・被災届出受理証を発行するためには被害状況調査が必要です。
- 住家の被害状況調査は、災害の規模によって、り災証明書などの申請に基づき調査に伺う場合と、区の判断で調査を行う場合があります。被害状況調査の方法は、区公式ウェブサイトまたはSNSで情報発信しますので、ご確認をお願いします。

被災後の復旧

清掃や修復に取り掛かる前に写真による被害状況の記録にご協力ください。

風水害 ▶ 浸水被害に対する消毒対応

居室が浸水被害を受けた方に消毒液を配布します。また、自身で消毒作業することが困難な方を対象に、消毒作業を支援します。

問い合わせ 生活衛生課 | TEL：03-5722-9502 FAX：03-5722-9367

風水害 ▶ 災害ごみの処分

地震や浸水により発生した災害ごみを無償で収集します。収集にはり災証明書の発行が必要です。※事業所ごみは対象外

問い合わせ 清掃事務所 | TEL：03-3719-5345 FAX：03-3719-5064

次ページへ

各種証明書の発行

り災証明書の発行

- り災証明書は、「自身が居住する住家」の災害による被害程度を証明するものです。
- 被災後の生活を再建するための各制度や個人加入の保険、税の減免などに利用します。

風水害 ▶ り災証明書発行フォーム

り災証明書の発行を希望される場合は、区公式のウェブサイトに記載のフォームよりお申し込みください。



問い合わせ 防災課 | TEL：03-5723-8700 FAX：03-5723-8725

※大規模災害発生時は連絡先が異なる場合があります。

被災届出受理証の発行

- 被災届出受理証は、事業所や店舗など「住家」以外の用途の建物、倉庫、車庫などの外構、自動車や家財道具などの動産について、被害状況を区に届け出たことを証明するものです。
- 個人加入の各種動産に対する保険や事業再建のための貸付けなどに利用します。

風水害 ▶ 被災届出受理証発行フォーム

被災届出受理証の発行を希望される場合は、り災証明書の発行と同様に、区公式ウェブサイトよりお申し込みください。

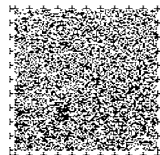


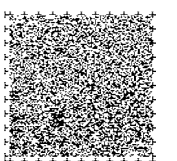
問い合わせ 防災課 | TEL：03-5723-8700 FAX：03-5723-8725

※大規模災害発生時は連絡先が異なる場合があります。

各種支援制度の利用 ※(都)は東京都の制度です。詳細は東京防災をご覧ください。

親や子どもなどが死亡した	区	災害弔慰金	
負傷や疾病による障害が出た	区	災害障害見舞金	
当面の生活資金や生活再建の資金が必要	区	被災者生活再建支援金	
	区	災害援護資金	
税金の減免を受けたい	区	都	各種税金・保険料などの減免
住宅を再建したい	区	災害復興住宅融資	区 応急福祉資金
	区	応急仮設住宅	区 住宅修繕融資あっせん
仕事を再開したい	都	公共職業訓練・休職者支援訓練・職業訓練受講	
学業を継続したい	都	日本学生支援機構の給付・貸与奨学金	
学校に復学したい	都	国の教育ローン災害特例措置	
事業を再興したい	都	災害復旧貸付	
	都	中小企業・農業漁業者への融資制度	
	区	中小企業災害復旧資金融資あっせん	





生活再建のための各種制度

生活再建のために活用できる各種制度をご紹介します。
各種制度に関する詳細は担当所管にお問い合わせください。

風水害 ▶ 災害弔慰金の支給

地震 自然災害により死亡した方の遺族に対し、支給します。
オンラインフォームからも届出（申出）が可能です。



風水害 ▶ 災害障害見舞金の支給

地震 自然災害により精神または身体に著しい被害を受けた方に対し、支給します。
オンラインフォームからも届出（申出）が可能です。

風水害 ▶ 被災者生活再建支援金の支給

地震 自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対し、
被害の状況により支給します。

風水害 ▶ 災害援護資金の貸付

地震 被災時の住所が区内にある方に対し、被害の状況により生活の立て直し
に資するための資金の貸付を行います。所得制限があります。
オンラインフォームからも申請が可能です。
また水害による被害時には、目黒区水害援護資金の貸付もあります。



風水害 ▶ 応急福祉資金の貸付

地震 災害で急に必要となった家屋修繕費用等の一時的な資金について、
事情を伺い、審査の上貸付を行います。所得制限があります。



問い合わせ▶ 生活福祉課 | TEL：03-5722-9855 FAX：03-5722-9340

風水害 ▶ 水害見舞金の支給

水害が原因で被災証明書などの発行を受けた方について、被害状況
に応じて水害見舞金を支給します。対象となる方には区からご連絡
します。



問い合わせ▶ 健康福祉計画課 | TEL：03-5722-9689 FAX：03-5722-9347

風水害 ▶ 税金などの減免

地震 被害状況により、税金・保険料などを減免する制度があります。
減免対象については、生活再建相談窓口にご相談いただくか、
各窓口にお問い合わせください。

内容	問い合わせ先	電話番号
住民税（特別区税・都民税）に関すること	税務課	03-5722-9820
都税（固定資産税）に関すること	目黒都税事務所	03-5722-9001
国民健康保険料に関すること	国保年金課	03-5722-9810
後期高齢者医療保険料に関すること		03-5722-9838
国民年金保険料に関すること		03-5722-9814
介護保険料に関すること	介護保険課	03-5722-9845
上記以外の一般的な相談	目黒区役所代表電話	03-3715-1111

風水害 ▶ 住宅修繕資金融資あっせん

地震 住宅の修繕または増改築をするための資金が必要な方に、
金融機関により低利の融資をあっせんしています。



問い合わせ▶ 住宅課 | TEL：03-5722-9878 FAX：03-5722-9325

風水害 ▶ 中小企業災害復旧資金融資あっせん

地震 被害を受けた中小企業への事業復旧のための融資あっせんを受け付け
ています。



問い合わせ▶

産業経済・消費生活課 | TEL：03-5722-9879 FAX：03-5722-9169

